

議 事 日 程 (第 4 号)

平成30年 6 月19日 (火) 午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第74号 | 湖西市税条例等の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 2 | 議案第75号 | 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 3 | 議案第76号 | 湖西市立公民館条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 4 | 議案第77号 | 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 5 | 議案第78号 | 湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 6 | 議案第79号 | 静岡県市町総合事務組合理約の変更について |
| 日程第 7 | 議案第80号 | 市道の路線の認定について |
| 日程第 8 | 議案第81号 | 平成30年度湖西市一般会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 9 | 議案第82号 | 平成30年度湖西市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第10 | 議案第83号 | 平成30年度湖西市水道事業会計補正予算 (第 1 号) |

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件と同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（二橋益良） 日程第1 議案第74号 湖西市税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに5番 楠 浩幸君の発言を許します。5番 楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 改めまして、おはようございます。5番 楠 浩幸でございます。

議案番号74号です。通告を4点ほどさせていただいておりますので、順番にお聞きしたいと思います。

まず1点目ですけれども、新設をされましたわがまち特例の項目と内容の説明を求めたいと思います。参考資料にも記載があったんですけれども、もう少し詳細を伺いたいと思います。よろしく願います。

○議長（二橋益良） 総務部長。登壇して願います。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） お答えいたします。

地方税法の改正により、国において従来から定められている、このわがまち特例に、新たな特例として、生産性向上特別措置法に基づき、市が作成する導入促進基本計画に適合し、労働生産性を年3%以上向上させるなどの要件を満たす中小企業が実施した設備投資を対象といたしまして、その固定資産税の償却資産になりますが、その課税標準を最初の3年に限り、ゼロ以上2分の1の範囲内で市が今回条例で定めたいわゆるそれを特例率といいますけど、その特例率を乗じた額とすることができる制度

が今度追加されました。

今回の改正に当たりまして、本市といたしましては、地域経済の活性化などを図るために固定資産税率をゼロとし、中小企業の活発な設備投資を促進するものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君、いかがですか。

○5番（楠 浩幸） 国ではゼロから2分の1の割合で税率を設定ということなんですけども、湖西市の場合はゼロでやっていただけるということなんです。

今回の法改正に伴って、わがまち特例の新設は、今回この固定資産税だけがわがまち特例として湖西市が定めるということでよろしいですか。

○議長（二橋益良） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

今議員おっしゃったとおりでありまして、それ以外はさきの議案70号、専決のほうで期間の延長とか内容の一部変更等をさせてもらっております。この74号につきましては、固定資産税にかかわるものだけです。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 了解しました。

わがまち特例というふうに湖西市独自で設定ができるよということなんですけれども、今回のこの税率について、幅があるのをゼロにするということと、ほかには何か湖西市オリジナルで、独自でちょっと設定をしたというのが何かあれば御紹介いただきたいと思います。

○議長（二橋益良） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） この74号に関しましては、いわゆる国がゼロから2分の1の、一番市にとっては収入としてはございませんけど、ゼロ、これがいわゆる各市町村によって範囲を決められるという中でゼロを選択させてもらいました。

それ以外、わがまち特例、平成24年からこの制度始まっておりますが、太陽光だとか水力発電とか、いろいろなものがございます。それにつきましても同じような範囲が、3分の1から3分の2とか、範囲がございまして、それにつきましても国の参酌基準、国がこれぐらいですよというものを適用させ

ていただいているということで、湖西市独自の特例率はないという形でお答えさせていただきます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 了解です。わかりました。

それでは2つ目の質問に入りたいです。2点目行きます。

固定資産税、とりわけ償却資産の特例の今御説明があったんですけども、生産性の向上特別措置法の規定に基づき湖西市が作成した計画というふうに参考資料のほうに記載があったものですから、どのような計画なのか。先ほどの御答弁で年率3%以上の労働生産性向上を見込むとかというようなことだったと思うんですけども、少し計画の内容についてお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） それではお答えいたします。

この制度につきましては、国が推進する生産性革命の実現に合わせて進めるもので、今回の特例措置で認定を受けた中小企業が、ものづくりの補助金などの国の中小企業向けの補助金を申請した場合には、審査の時点で加対象となるメリットがあります。この特例措置を活用していただくことで、企業の設備投資が活性化して地域全体の生産性の向上につながるよう期待するものでございます。

市の基本計画についてでございますが、現在、経済産業省と協議しているところではございますが、先端設備の導入促進の目標、また導入する先端設備の種類、また対象地域、業種・事業等の導入促進の内容、計画期間、導入促進に際して配慮すべき事項等を示すものでございます。

中身の導入促進の目標は、先ほど議員もおっしゃられたように、対象となる事業者の労働生産性を基準とする直近の事業年度と比較して年率3%以上向上するというところでございます。

また、先端設備等の種類は経済産業省が指定するものは全てということで範囲を広く設定する予定でございます。

また、市内の多種多様な事業者の設備投資を支援

するという観点から、対象地域は市内全域として、業種、事業等も限定はしないということで予定してございます。

また、計画期間については、国の指針に合わせて3年、4年、5年間で、事業者のほうを選べるような形で計画しております。

また、最後になりますが、導入促進に際して配慮すべき点として、やはり人員削減を目的とするようなもの、あと公序良俗に反するようなものは対象としないということで配慮すべき点として計画の中に盛り込む予定でおるところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 今現在策定中ということで了解をいたしました。また詰まりましたら御案内いただければありがたいというふうに思っております。

いずれにしましても、ものづくり補助金への加対象ですとか、市内の企業さんには有益な事業だと思いますので、ぜひ活用していただきたいというふうに思いますので、3つ目、3点目なんですけれども、今回、湖西市の税収の中で大きなウエートを占めるところの固定資産税、とりわけ償却の費用というんですか、税金については恩恵を受けてるところなんですけれども、これから最大で3年間ゼロというふうに記載が、御答弁いただいたんですけども、予測、あくまでも予測ですけども、どれくらいの影響があるのかなというところを少し、わかる範囲で教えていただければと思います。お願いします。

○議長（二橋益良） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

今回のわがまち特例による固定資産税、今言われる償却資産ですね、の影響につきましては、恐れ入ります、現時点では、今後市が作成する計画に沿った投資が各企業の方々がどれくらいそれに参加されるのかわからないということで、影響額については現時点では不明とちょっとお答えさせていただきますが、仮に、目安といたしまして、中小企業の方々が取得価格1億円、耐用年数を10年の機械などの設備投資を行い、その設備を10年使用したと仮定して計算いたしますと、今回の特例がない場合には3年間で税額としては548万円ほどとなります。今回の

この特例を用いて計算いたしますと、約244万円ということで、影響額は3年間で1億円の設備投資をした場合のものと約304万円、単純計算であります。3年間で304万円の市としては減収という形になります。

今回のわがまち特例の措置につきましては、積極的な設備投資を見合わせていた中小企業の方々に対して設備投資を後押しする効果があると考えておりますので、最初の3年間、税額はゼロとしましても、4年目以降に税収増につながることを期待するものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） よくわかりました。ありがとうございます。

最後の4点目の質問に。今回の条例改正に伴って、今総務部長、市民経済部長が御答弁いただいたように、市内の中小企業の活性化につながるということなものですから、こういった市内の企業さんにどういふふうな御案内というんですか、広報をされていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 広報でございますが、広報こさい、あとウェブサイト、ホームページ等においてお知らせするほか、市の企業向けのメールマガジンでも各事業者へ通知をしたいと考えております。また、関連する各商工会、職業訓練センター、金融機関等を通じまして、中小企業の皆様のほうへなるべくPRができるような形で予定をしておるところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） ぜひ活用していただきたいんですけど、ちょっとここ気になってる、これ枠というんですか、枠、何件とか、幾らぐらいまでとかいう、ちょっとその枠のようなものがあるのかなのかだけちょっともう一回お伺いしたいと思います。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 特に企業へお願いする枠というものはございませんが、やはり対象者の中で中小企業さん、資本金1億円、従業員1,000人以下の事業主とか、あと対象設備の中で経済産業省

が推薦するものということで制限の枠という形で存在するものはございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） わかりました。ぜひ申し込みをお願いしたいんですけど、経産省のホームページを見れば、対象の設備の内容ですとかということがわかるということですかね。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 対象となる設備につきましては、経産省のほうの規則のほうに登録しているものは全部ということなんで、そちらのほうでござらんになることができます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） わかりました。ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、5番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

次に17番 神谷里枝さんの発言を許します。神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。議案第74号、通告に従いまして質問をさせていただきます。

ただいま楠議員の質問・答弁におきまして理解できた点もございますので、その点は省略させていただきます。

まず1点目につきましては、今の答弁で理解できましたので、省かせていただきます。

2点目に移ります。

固定資産税のわがまち特例の申請しようとする企業側が取り組まなければならないこと、条件等について、お伺いいたします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。登壇してお願いします。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） それではお答えします。

企業が取り組まなくてはならないことは、まずは先端設備等の導入計画というものを策定することになります。内容につきましては、先端設備等の種類及び導入時期の計画、また次に先端設備等の導入の

内容、次に先端設備等の導入に必要な資金の額とか調達方法などを定めることとなっておりますのでございます。

この導入計画については、各商工会や金融機関等が認定経営革新等支援機関になっておりますので、確認を受けた上で、市へ認定の申請をしていただくこととされております。もちろん申請時点で、先ほど申しましたように労働生産性の向上目標が3%以上であること等、認定後に設備を導入していただくこと等の条件があるということでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん、いかがですか。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。

そうしますと、支援を受けようとする企業側がいろいろ資料つくって、商工会とか金融機関で確認を受けてから市へ申請というふうに向いましたので、そうしますと、申請が上がってくれば、ほぼ100%、これは採択という表現がいいのかちょっとわかんないですけども、認められていくということになるんでしょうか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 基本的には先ほど言いましたように3%以上の向上が見込まれるということで妥当であれば認定機関のほうで認定されるということになりますので、基本的には市のほうでは申請が出てくれば認めるという形で行いたいと考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 済みません、そしてこれ、申請するにはいつまでという期限とかありましたか、どうでしたか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 市でつくる促進導入計画が、3年間ということで、これからスタートしますが、3年間ということになっておりますので、その中の申請期間で行っていただければと思います。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、ことし30、31、32年度までのこういった支援ですよという解釈でよ

ろしいですか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 実際に申請していただいて、固定資産税、償却資産が翌年度1月1日までに購入したのについてされますので、それから3年間ということになると思います。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。

では済みません、3番目の質問に移らせていただきます。

年率3%以上の労働生産性の向上ということが要件に上がっているわけですが、この確認はどのようにされるのか伺います。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 年率3%以上の確認でございますが、企業様がおつくりになる先端設備の導入計画を認定経営革新等支援機関が事前に確認するというので、先端の機械を導入して、それが3%見込めるという妥当な計画であれば、確認書を確認するということになっておりますので、その確認書をもって要件を満たすものということで市のほうでは判断するという形で進めたいと思っております。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん、いかがですか。

○17番（神谷里枝） そうしますと特に、大変ちょっと不適切な発言になるかもしれませんが、しっかりしたチェック、評価等は行わない。とにかくこの設備を投資すれば3%は向上が見込めるよという計画さえ出てきて、承認とか同意を得られれば、もうこれは支援を受けることができるという、そういった制度という解釈でよろしいですか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） もともとやはり市の中小企業の投資の活性化を目指すということでの政策でございますので、申請の時点でその3%以上が妥当であるよということが確認できれば、その後の調査というか、もちろん確認等でアンケート等する可能性はございますが、その後で確認して申請を取り消すとか、そういうことはないというふうになっております。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。ありがとうございます。これは交付団体であれば、現時点75%見ますよということがありますが、湖西市の場合是不交付ですので、あくまでも先行投資をして、地域経済の活性化を図っていく。そこに期待をするという解釈をさせていただきます。ありがとうございます。

4番目も先ほどの楠議員への答弁で承知をいたしました。

では5番目の質問。ではちょっと先ほどの、済みません、計画期間のところ、3年間ということでしたけども、1月1日に投資をしてなければ、これ固定資産税、なっていないということで、ことしの平成30年の1月1日では、これはまだなっていないので、来年度、31年の1月1日から3年間ということですね、わかりました。私の解釈ちょっと間違いましたので、確認させていただきました。

では最後の質問に入らせていただきます。

固定資産税のわがまち特例と既存の企業立地促進条例の設置奨励金との絡みをお伺いいたします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 企業立地促進条例の設置奨励金につきましては、中小企業にかかわらず、全事業所の湖西市内への工場等の新設、また増設、移設等に伴いまして取得しました事業用資産、土地とか工場にかかるものでございますので、今回の生産性向上のための先端設備導入計画の制度としては、直接関係するものではないということで御理解いただければと思います。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん、いかがですか。

○17番（神谷里枝） 企業立地のほうはただいまの答弁ですと全事業所が対象だから、これたしか1億円の資本金以下の事業所が対象になると思ったんですけども、でも資本金1億円以下の事業所も企業立地促進条例の中には含まれるかなと解釈するんですね。私が考えたのは、この生産性向上の特例措置を受けて、3年間は固定資産税がゼロになりますよ。企業立地のほうは税金を納めてからということだとは思いますが、10年間でしたか、は奨励金を出すような形になっていると、そこで何かちょっと

重なる時期があるのではないかなと考えてしまったわけですけども、そういったことはないということですか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 現在も既に企業立地を行って、奨励金を受けている企業様が、それが中小企業に当たりまして、例えば今回もう一度この事業を使いまして先端設備を購入して生産性を上げたいということがございませば、企業側にとっては重複する補助というか事業で対応することは可能ということで考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 重複する場合もあるということでしたので、すごく大きく考えますと、さらに市の税収は減るという捉え方になってよろしいんですか。企業さんにとってはありがたいですよ、本当に。地域経済活性化に向けては体力のあるところなどはどんどん投資をしていただければいいんですけども、市にとってはどう捉えたらいいでしょうか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 現在、奨励金で交付しているところは、既に事業としてその補助を受けられるということなんですけど、新たな投資ということで喚起して、その対象になれば、先ほど総務部長からも言いましたように、3年間は税は入らないんですけど、4年後以降の設備投資についてはプラスアルファということで、市に長期的なメリットはあるということで考えておるところです。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 何となくわかりましたので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

次に7番 渡辺 貢君の発言を許します。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 7番 渡辺 貢であります。税条例の改正の影響ですね、税収への影響ということで全般的な意味で通告させていただきましたけれども、償却資産にかかわることは固定資産というこ

とで御説明いただきましたので、あと個人市民税とたばこ税の関係ですかね。内容見ると、個人市民税は非課税措置の基準の引き上げと高額所得者の一部控除の適用しないというそういう内容で、余り税全体としては余り大きくは影響ないのかなという気がいたしますけども、内容を教えていただきたいのと、たばこ税は加熱式のものがちょっと内容が変わってくるという、税率変更ですね、この内容ですので、一般的な内容を、過去の税収をベースに少し数字がわかったら教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（二橋益良） 総務部長。登壇してお願いします。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） お答えいたします。

今議員おっしゃるように、今回の条例改正によって影響のあるものは個人市民税、固定資産税、そして市たばこ税の3税目となります。

それでは個人市民税につきまして御説明申し上げます。改正の内容が、今議員もおっしゃられたとおり、均等割の非課税基準の引き上げに関するものということで、今回の条例改正により影響があるのは、均等割のみを課税されている、いわゆる給与及び年金所得がない事業所得者、昨年の例でちょっと出させてもらいましたが、100名程度が対象となります。それを計算させてもらいますと、税収額としては35万円程度になるかなと考えております。

次に市たばこ税についての影響でございますが、たばこ税につきましては1,000本当たり税額が430円上がります。これを昨年の例等にとりまして単純計算いたしますと、これ10月からの改正でありますので約半期になりますが、単純計算でいくと1,200万ほど増収が見込まれますが、過去の例を見ますと、このごろの健康志向の高まりやたばこの価格が値上がりするときは非常に消費本数が減少する傾向がございますので、それを考えますと、増収額としてはそれほど大きくないであろうと予測いたしております。以上です。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君、よろしいですか。

○7番（渡辺 貢） ありがとうございます。わ

かりました。たばこの喫煙者はだんだん減ってきておりますので、税金上げてふえないという感じかなと思います。ありがとうございました。終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

次に6番 佐原佳美さんの発言を許します。6番 佐原佳美さん。

〔6番 佐原佳美登壇〕

○6番（佐原佳美） 6番 佐原佳美でございます。

今、先輩議員のいろいろな質問に対しましてのお答えで十分わかりました。湖西市の中小企業が設備投資をして、将来的な発展ができることを期待しております。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、6番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第74号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第2 議案第75号 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質

疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第75号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第3 議案第76号 湖西市立公民館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに8番 吉田建二君の発言を許します。8番 吉田建二君。

〔8番 吉田建二登壇〕

○8番（吉田建二） 8番 吉田建二です。通告に従いまして質疑をお願いいたします。

西部公民館を廃止して、新たに西部地域センターを発足させるということでございます。そうしますと、公民館条例を廃止して、地域センター条例を新設するという手順がわかりやすいように感じますが、そのような手順ではなく、条例の一部改正という方法をとられたと。これはどのような事情があったのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。登壇してお願いします。

〔教育次長 鈴木 徹登壇〕

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

例規の改正におきましては、一部改正にするのか、

全部改正にするのか、または現在のものを廃止の上で新たに新規制定にするのかという明確な基準は定義されていないというのが現状でございます。しかしながら、法制執務における解説などによりますと、「改正事項が広範囲で大幅なものであり、一部改正では複雑になり過ぎる場合は全部改正または新規制定をすることとなる」とあります。

今回の改正につきましては、使用料の見直しが改正の大きな趣旨となっており、題名の改正こそありますが、特別に複雑なものではなく、貸し館業務、一部の行政サービスの提供など、西部公民館が従来行ってきた業務は継続され、機能的にも変わるものではございません。こうしたことから、法規担当部署とも協議をした結果、旧条例からの改正点など、つながりも残せるということから、一部改正としたものでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 8番 吉田建二君、よろしいですか。

○8番（吉田建二） 一部改正、全部改正、あるいは廃止と新設というようなことを検討されて、一部改正が妥当というような判断されたということで了解をいたします。

では2点目の質問をお願いします。

公民館を廃止し地域センターとする目的は、ただいまの説明の中で使用料の改定の問題もありますが、私は、より幅広く柔軟に施設を活用していくためと理解しております。公民館として最も改善したいとした点はどのようなところでしょうか。使用料の改正について、公民館はちょっとまずさがあるというように判断されたのでしょうか。そこら辺についてお尋ねをいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

西部公民館、当施設には旧市民会館や新居地域センターと同様の利用を望む地域の皆様の声がありました。旧市民会館が段階的に使用禁止、そして解体の方針が示され、その声は徐々に強くなり、その要望を実現するための方法として、財産処分による可能性を模索してまいりました。

利用形態が拡大されれば、地域住民の皆様には、

より多目的な地域活動に御活用いただき、また地域内の事業所等にも積極的に利用していただく中で、本施設が地域コミュニティーの中心として機能していき、同時に現在、市として力を注いでいる稼働力の一助となることを期待するものでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） そうしますと、公民館という名称というか、性質、公民館だとそこら辺が実現できなかったのでしょうか。いわゆる公民館を財産処分した理由というのですか、意図は何でしょうか。ただ使用料だけだったのでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

社会教育法の中で公民館というものが規制がかかっておりまして、営利目的とか政治目的とかそういったものが利用できないということになっておりました。そういったことから、例えば地元の企業さんが利用したいということでも、それが経営のほうに影響してくる営利目的ということになりますと、例えば採用試験に使いたいとか、そういったことでも今までは利用ができなかったと。また、地域の方がそこでフリーマーケットとか、例えば農産物を売りたいとか、そういったような申し出があっても、営利目的ということで許可できなかったという縛りがございました。

今回、そちらの社会教育法の網から外れることによりまして、地域の皆様や企業の方に、今までは利用できなかった利用目的、そういったものでも幅広く利用していただけるということを、料金の改正と合わせて改正することで、今後皆様に利用していただけるということで改正をいたしました。以上でございます。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 営利目的とした利用にも利用できる窓口を開きたいと、こういうことのメリットはわかりました。

では一方、廃止することによるデメリットは生じないでしょうか。言い換えれば、公民館としての機

能や利点に大きな魅力と期待を寄せて公民館が設置されたと思います。今回、その公民館を廃止して、地域センターにするということによって、デメリットは生じないでしょうか。その点いかがでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

やはりデメリットという部分では、現在利用されている皆様、既に市民会館等が廃止されたことによりまして、3カ月前から利用の申し込みできるものですから、初日は非常に申し込みで混むという状況がございました。さらに今回、使用の範囲が広がるということで、窓口が混む、申し込みで利用する、今まで結構簡単に申し込みができて、日にちもとれたという団体の皆様が、多少、とりにくくなるというような状況は出てくるものと考えております。

しかしながら、現在までの利用されてた皆様には、同じような形で利用はしていただけるものですから、デメリットという部分では、多少の混雑は、受付事務の混雑があるという部分だと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 利用の範囲が広がることによって、混雑と取りにくさがちょっと出てくるのではないかとことを思われてるということですけども、西部公民館が開館したのが昭和60年4月11日ということで、約34年間、地域のために活用されてきました。公民館の使命は私が改めて申し上げることもないですけども、私は、集い・学ぶ・つなぐというように理解をしております。多くの人が集まって、そこで学んでいく。いろいろなことを学んでいく。そしてその人と地域と公民館をつなぐことによって、人と人がよりつながりを持っていく。いわゆる集い・学ぶ・つなぐというのが一つの大きな公民館の使命であったというように思います。

そういう点で、そのところが今後薄らいでしまう。特に学ぶというような社会教育施設の一員として、市民の学習の場であり、そのところでいろいろなことを自分たちで学びながら活動していく。そういうようなところが、今度薄らいでしまうというようなことがなければいいかなということをちょっ

と、思って質疑をさせていただいたわけです。

その点についてどう考えられているかということ、もう一つ、公民館にかえて、今度は地域センターという名称にしたわけですが、その名称にした意図というか、こんなことで地域センターということにしましたよというところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

公民館というときには、社会教育課のほうを中心となっていていろいろな講座、そういったものを開設してまいりました。生涯学習の場としての位置づけが非常に大きかったと思いますが、今後におきましても、そのような講座、それから教室、そういったものは継続して何ら変わりなく今後も行っていくものですから、生涯学習施設としての利用形態は変わらないと。さらに財産譲渡の段階で県のほうからも、当然そういった補助金を使って建てた施設であるということで、社会教育施設、生涯学習施設としての利用目的、そういったものは継続して強く出しているってほしいということをごちらのほうも承っておりますので、その辺については変わらないものと考えてございます。

それから名称についてでございますが、本市には新居地域センター、それから南部地区構造改善センター、北部地区多目的研修集会施設、それから西部公民館という施設がありまして、それぞれその施設の頭には地区名が入っていたと。新居とか南部、北部、そういったことで、まず地区の拠点としての施設だよということがわかるということで、まず頭に西部という名称は残したいという思いがございました。それから、貸し館において営利的、政治的、宗教的など多目的な利用が今後可能になります。さらに一部の市民サービス機能も今までどおり残りますことから、余り社会教育とか生涯学習といった教育を強く連想させるイメージの施設の名前だと、余り今までと変わらないなということで、まず地域の皆様の活動の拠点として多目的に利用できるイメージ、そういったことから頭に西部という名称をつけまして、新居地域センターのほうを参考に、西部地域セ

ンターという名前にさせていただきました。

先ほども申し上げましたように、財産処分の承認要件の中では社会教育活動の維持については今後も続けていってほしいということでありましたことから、その辺は条例の中の条文、第4条の第2号のほうに明記をするという形で行いました。また、それぞれの社会教育団体には減免使用という面で考慮していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 名称の理由、検討された経緯、よく理解できました。

それでは3つ目の質問をお願いいたします。

公民館を廃止して、別の施設に転換するという、こういうような事例は他市にもあるのでしょうか。あるいは当市が先駆的な取り組みだったのでしょうか。それから、検討を始めたのはいつごろから始められて、検討の経過、大体今の答弁の中でわかりましたけれども、大ざっぱにこういうような流れの中で公民館のいわゆる廃止をしまして、こういうようなことでちょっとその点をお願いしたいと思います。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

公立社会教育施設の財産処分手続は、平成20年に改正され、県内の公民館も平成27年度から平成29年度にかけ、3年間で33の施設が財産処分を行っております。公民館の転用について、近隣では浜松市が協働センターという名称で、磐田市が交流センターという名称で転換している事例がございまして、本市が決して先駆的な取り組みというわけではございません。

また経過でございますが、平成28年12月からの旧市民会館会議室の使用禁止により、公民館にその機能を期待するというそういった声の高まりと、全庁的な貸し館施設の利用拡大に関する調整会議、そういったものと並行して事務を進めてまいりました。湖西市立公民館運営審議会の皆様の意見を伺いながら、県教育委員会へ具体的な手続の方法について相談をしたのが平成29年4月でございます。それから財産処分報告書の事前審査を平成29年9月、平成30年2月に財産処分報告書のほうを提出いたしまして、

平成30年4月に手続完了の連絡を受けました。以上のような状況でございます。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 概要、よくわかりました。最終的にはこれは国の許可になるのでしょうか。そこら辺についてちょっと確認をさせていただきます。お願いします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

手続については全て県を通して、県のほうがまた国のほうと協議をしてやっていただいているという状況でございます。本市としましては県のほうの協議という形でございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） よくわかりました。地域センターがより市民の皆さんに期待された施設となることを期待して、質疑を終わります。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 以上で、8番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論発言通告書が提出されておりますので、11番 荻野利明君の発言を許します。

〔11番 荻野利明登壇〕

○11番（荻野利明） 11番 荻野利明。議案第76号湖西市立公民館条例の一部を改正する条例制定について、反対討論を行います。

今回の改正は、公の施設に関する使用料の算定基準に基づき使用料を改定するというものですが、市の財政が厳しいから市民に負担を求めるとするのは、余りにも安易なやり方です。市の財政が厳しくなっ

たことは、市民には責任のないものです。また、こうした値上げの理由として使われるのが、受益者負担という言葉です。しかし、受益を狭く捉える必要はありません。例えば、商店街の皆さんが地域の活性化について公の施設を使って話し合いをすることは、そこに参加した人だけの受益にとどまりません。地域の活性化に寄与することになりますし、このことは湖西市にとっても有益なことになるわけです。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は反対討論でした。ほかに討論のある方はございませんか。12番 豊田一仁君。

〔12番 豊田一仁登壇〕

○12番（豊田一仁） ただいまの審議中の議案に關しまして、賛成の立場から討論をしたいと思っております。

反対討論の根拠は、市民の経済的負担ということに主眼が置かれておりました。先ほど、教育委員会からの説明にもありまして、今回の一連の施設の見直し事業、これは既に3月議会でも一部我々に審議が付されて、結論が出るものもございまして、もともとは市民会館の閉鎖に伴う市民活動の活躍の場、活動の場の確保というところにも大きな議論のスタートポイントがあったかというふうに認識しております。

私は、そういった市民活動の場の確保と、その場の拡大という見地から、この議案に関して賛成を表明するものでございます。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は賛成討論でした。ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第76号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第76号は原案のとおり可決されました。

それではここで暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第4 議案第77号 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに10番 竹内祐子さんの発言を許します。10番 竹内祐子さん。

〔10番 竹内祐子登壇〕

○10番（竹内祐子） 10番 竹内祐子です。議案第77号について質問させていただきます。

初めに、10号を加える理由をお伺いいたします。

○議長（二橋益良） 答弁お願いいたします。健康福祉部長。登壇してお願いします。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） お答えをいたします。

平成29年の地方分権改革に関する地方からの提案としまして、放課後児童クラブの勤務経験は豊富なのに、高校を卒業していないために支援員になれない者がいるということから、資格要件の拡大を求める要望が出されました。それを受けまして、厚生労働省令であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の第10条第3項に第10号を加える改正が行われ、平成30年4月1日から施行をされました。

この第10条は、市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準とされておりまして、また本市においても実際該当者がいるということから、省令改正と合わせて第10号を加えようとするものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） ありがとうございます。平成29年度のときに地方からの提案のことで厚労省のほうを考えてくださったということなんですけれども、そのときにはやはり、ただいま本市にもそのような対象の方がいらっしゃったということですけど、やはりうちの湖西市も地方からの提案の一人、一市町

としてお願いに上がっていたわけなんではないでしょうか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 湖西市として特に要望は出しておりませんが、全国の幾つかの市から要望が出されているというふうには伺っております。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） それでは、本市の方でその対象の方がいらっしゃるということで、その方は何年ぐらい勤務されていらっしゃるのですか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 本市で現在1名、該当される方がおりまして、その方の経験年数は16年でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） わかりました。

それでは、2問目に行きたいと思います。

市長が適当と認める判断基準を教えてください。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 市長の判断基準としましては、放課後児童健全育成事業について、5年以上の実務経験を認め得るものかどうか、また、その勤務姿勢等が適正であったかどうか、という点について判断をするということが、厚生労働省のQ&Aでも示されております。

具体的には、5年以上の考え方について、夏休みなどの長期休業期間のみの就業であるのかどうか、あるいは他市での実務経験があった場合に合算できるものであるかどうか、それから勤務状況が良好であるかなどを考慮することになると考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） わかりました。

それでは3番目に行きます。

新たに対象となる人の研修を検討されているかどうか伺います。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 新たに対象となる方につきましては、県で例年9月または1月に行われる放課後児童支援員認定資格研修というものがござ

います。こちらへの受講を働きかけていく予定であります。

この研修は、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を習得するとともに、それを実践する際の基本的な考え方や心得を認識し、有資格者となることを目的とし、4日間をかけて実施されるものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） わかりました。

ちょっとごめんなさいね、2番のところちょっと確認で伺いたいんですけども。ちょっと確認をお願いします。他市での経験があればというふうに先ほど言われたんですけど、他市の経験というのはどういうところで確認するのか伺いたいと思います。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） まずは他市の経験がある場合には、御本人さんの経歴書的なものをいただくこととなりますので、そういったもの。必要があれば実際にその市に確認をするということもあろうかと思えます。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） わかりました。

3番のほうに行きます。湖西市の今も従事されているのかな、その方、対象となる方は16年経験されているという方、その方も既に県の研修は受けられておられるかどうか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 今回の条例に追加しました10号ですけども、その条文の各号に基礎資格ということで定められておまして、その基礎資格がある方について県の研修を受講ができると。その研修を修了した場合に正式に支援員としての資格を得るというものが基本になっておりますので、まだその研修を受ける資格が現在の条例ではないということになります。この条例が可決されれば、その資格が取得されて、今後研修に行っていただけということになります。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） わかりました。

以前から学童保育の支援員さんについては、資質

というんですか、やはり預ける側の方たちにとしてみると、どんな人でもいいんだよというようなことでは安心できないということをおっしゃっていて、やはりしっかりと自分の子供が安心して預けられる人をお願いしたいということで、こういうふうな条例も定まってきて、何らかの条件がなければそういう学童の指導員としてはなれないというふうにされています。

そういうことで、この条例について、今一番密接に関係のある支援員さんとか保護者さんたちには、いつごろお知らせをするようになりますか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 今回の条例改正については、特に利用者の方とか保護者の方、そういった方にお知らせする、御案内する予定は今のところ持っておりません。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） そうしますと、民間でやっている岡崎保育園とかありますよね、そういうところの、なるつぷさんとか、学童のところ、そちらはそちらで国からそういう通達が来るので、市のほうはそういうお話しはないということでしょうか。

○議長（二橋益良） 暫時休憩といたします。

午前11時21分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 現在、市のほうで委託して行っていただいております放課後児童クラブにつきましては、その従事する方の資格ですとか、経歴、履歴書ですね、そういったものも市のほうで確認はしておりますので、その中で資格に該当するかどうかというところはこちらのほうでも把握しておりますので、必要な方についてはこちらから働きかけて研修に行っていたかという形になっておりますので、そのところで市としては把握をしているということでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） 私が言っているのは、湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の中に、この12条の10号を追加するというふうになったので、そのことについて、今、どのクラブの方たちも支援員さんが人手不足なんですよね、ですのでやはりこういうふうに支援員さんになるための第12条にいろいろ条件が書いてあるんですけども、ここの中にもう1個、高卒でなくてもそういう人たちでも認めますよという10号が追加されたということで、幅広くいろんな、学童の児童さんに対してしっかりと保育できそうな方を探して、またそここのところで5年従事していただければ、そういうことができる可能性があるよということをお知らせしてほしいなという思いなんですけれども、どうでしょうか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 各放課後児童クラブへは、市のほうから、さらに細かい運営の基準、そういったものは通知差し上げておりますし、年に1回、会合等も持っておりますので、そういった基準の中で改めて10号、今回の追加がされたということは入れ込んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） わかりました。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、10番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

次に11番 荻野利明君の発言を許します。11番 荻野利明君。

〔11番 荻野利明登壇〕

○11番（荻野利明） 11番 荻野です。今の竹内議員の質問で大体わかりました。で、1番のところになるかと思うんですけども、この10条の職員というところに、放課後児童支援員有資格者というふうに書いてあるんですけども、この私が1番で質問している補助員、この人が5年以上勤めれば支援員になれるということだと思っておりますけども、例えば保育士、保育者国家試験を受けて保育士になってるわけですね。こうした資格というのは有する必要はないんですか。この補助員の方がなった場合。どうでし

ょうか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） お答えをいたします。

放課後児童支援員になる要件としまして、条例の12条に各号がございます。その中で保育士の資格あるいは幼稚園、小・中学校等の教員の資格、そういった資格をお持ちの方は、基礎資格が認められているということで、そういった資格がない方でも、高校卒業で2年以上、今回、中学卒業で5年以上の経験を積むことによりまして、県の研修を受ける基礎資格ができるということになります。以上でございます。

○議長（二橋益良） 荻野利明君。

○11番（荻野利明） わかりました。何か経験だけで本当に、母親からすれば、そこへ預けていいのか、非常に不安になるんじゃないかと思うんですね。やはり専門的な知識を持った人、そういう人のほうがより安全、安心して預けられるというふうに私は思います。わかりました、そこは。

2番、もういいです。あと3番目。

現在補助員の人が支援員となれば、責任も重くなるわけですが、処遇の改善、賃金ですね、等の改善はなされるのかどうか。お願いします。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 賃金等の処遇に関してですが、市のほうで示しております基準の中で、放課後児童支援員につきましては1時間当たりの賃金が950円、補助員が880円ということで示しておりますので、支援員となれば賃金面での処遇は改善されるということでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 荻野利明君。

○11番（荻野利明） わかりました。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、11番 荻野利明君の質疑を終わります。

次に7番 渡辺 貢君の発言を許します。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 7番 渡辺 貢であります。

それでは通告に従ってお尋ねいたしますけども、まず、市内の放課後児童健全育成事業への従事者の数、人数ですね、これは支援員、補助者を含んで、何人かということと、そのうち資格を有する支援員の人数を教えてくださいと思います。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） お答えをいたします。

放課後児童健全育成事業の従事者でございますが、現在9クラブございます。従事者数は全体で56人、そのうち支援員は37人となっております。それ以外の方が補助員ということでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君、どうですか。

○7番（渡辺 貢） わかりました。先ほども質疑の中で人手不足なんですよというお話はありましたけれども、ごらんになったかと思いますが、きのうの新聞に、学童保育の職員数の緩和という、そういう記事がございました。日本全体なんですよと、そういう意味のことで、少ないところは二人いなくても一人でもいいよというようなふうに変えたいというそういう趣旨の記事でありましたけれども、そういう意味で、9クラブで56人ということでありましたけれども、それぞれ、一番少ないところ、去年の決算、おととの決算ですね、東小学校一番人数少ないかと思いますが、それぞれ支援員の数、あるいは補助員の数、お願いしておりましたので、ちょっと数字を教えてくださいませんか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） それでは、9つのクラブの支援員、補助員の数を申し上げます。

まず、鷺津小学校の放課後元気クラブですが、支援員が3名、補助員1名、合計4名でございます。白須賀小学校放課後児童クラブ、支援員2名、補助員3名、合計5名。東小学校放課後元気クラブ、支援員3名、補助員2名、計5名。岡崎小学校放課後元気クラブ、支援員3名、補助員2名、計5名。知波田小学校放課後元気クラブが支援員が3名、補助員2名、計5名。新居小学校放課後児童クラブのたまゆらのいえのほうですが、こちらが支援員9名、補助員2名、計11名。同じく新居小学校ののびりん

の元気クラブですが、こちらが支援員5名、補助員3名、計8名。全市を対象としておりますなろっぷスクールの児童クラブですが、こちらが支援員5名、補助員1名、合計が6名。最後に岡崎こども園で行っております放課後児童クラブ秋津ですが、こちらは2クラス持っておりますが、こちらが合計で支援員が4名、補助員が3名、合計7名という現在の状況であります。以上です。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） わかりました。補助員の方も結構な人数がおられるということでありまして、5年たてば、あるいは2年たてば、資格が取れるということでございますので、先ほどの質疑ではありませぬけども、しっかり勉強していただいて、ちゃんとした資格を取っていただくとよろしいかなと思います。

通告2番目の内容は、既に御答弁いただいておりますので、省略させていただきます。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございせんか。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 済みません。ただいまいろいろな質疑等、答弁をお聞きいたしておまして、その中でちょっと確認させていただきたいのが、研修等を受ければ支援員になれるよということは理解できていますが、なされる方につきまして、年齢制限とかそういったものはございせんか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。登壇してください。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） お答えをいたします。

現時点で年齢の制限というものは特に設けてございません。以上でございます。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） これは国の基準として年齢制限がないという解釈でしょうか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） はい。国の基準として特に年齢制限はないものと理解しております。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 年齢制限がないというところは確認できました。

質の向上ということが国のほうでもうたわれ始めておりまして、こういった条例改正等が出てきていることは承知いたしておりますが、先ほどの竹内議員のところでもあったんですが、市長が適当と認める者ということで、勤務状態等が良好な方、夏休みだけではないですよとか、そういったものが判断基準になるというふうに解釈はいたしました。そういったことをどこで情報を把握していらっしゃるのでしょうか。今補助員ですけども、この方がすごくいい方なので、ぜひ支援員になっていただきたい、こういった県の研修等へ行ったらどうですかというようなことを、推薦というか、どうですかとお勧めするに当たっては、それなりの市長が適当と認めた者というのがある以上は、そこをしっかりとつかんでおく責任が行政側にあるかなと思うんですけども、そこをどのようにつかんでいかれるのでしょうか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） この要件の中で市長が適当と認めたものという資格要件をもって県の研修を受講したいという申し出があった場合には、市のほうでそのクラブの代表者にヒアリングというんですか、状況を確認したりして、その勤務状況を良好であるかどうかというところは判断したいと思っております。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。そしたら、資格を取りたいよという御本人さんから市のほうに申し出があって、そして市のほうがそのクラブの代表者の方にいろいろ確認をした上で進めていくと、そういうことでよろしいんですか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） こちらで把握しておりますので、こちらからの呼びかけもいたしますし、その上で御本人さん、あるいはクラブのほうから研

修に出したいよということであれば、先ほど言ったようなことで判断をして、研修を受けていただくということになるかと思えます。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そういった中で先ほどからも出ておりますように、本人は一生懸命やっている。でも利用者にとってはいかがかなとか、そういったところは配慮する必要はないんですか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 直接市のほうでそのクラブの利用者に勤務状況を確認するということろまでは考えておりませんが、代表者に聞き取りをする中で、保護者からの声というものがあれば、それは参考にさせていただくということになるかと思えます。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。やはりすごく利用されている側にとってどうかというのは大きな、重要な点かなと思いますので、代表者のほうから話があったら何うよではなくて、やはりそういったところも行政側から積極的に情報収集を図るということも必要かなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

やはり先ほども年齢制限はないとおっしゃいましたが、これ、今後もこういった考え方で行かれますか。国がないからいいんだろということかもしれませんが、やはり質の向上等をうたわれてきている中で、どうでしょうね、年齢制限がないというところに関して。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 年齢制限につきましては、今のところ特に問題のケースが、年齢による問題のケースがないものですから、基準を持っておりませんが、今後そういったことも、どこまでならいいのかという問題も出てきようかと思えますので、また検討課題とさせていただきたいと思えます。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ぜひともよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論発言通告書が提出されておりますので、11番 荻野利明君の発言を許します。

〔11番 荻野利明登壇〕

○11番（荻野利明） 11番 荻野利明。議案第77号湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、反対討論を行います。

放課後児童支援員について、5年以上事業に従事し、市長が適当と認めた者についても、資格要件の対象としようとするものですが、何ら資格のない者に、5年従事したからといって資格要件の対象とすることは、保育の質の低下につながりかねません。

保育士は国家試験に合格し、専門的な知識を有した人たちです。規制緩和で保育士不足を乗り切ろうとする姿勢では、保育士の処遇改善、保育士不足の解消は望めません。保育士を目指す人たちが展望を持てるよう、実態にあった公定価格の改善で、保育士の抜本的な処遇改善が求められています。

以上の理由で反対といたします。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は反対討論でした。ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第77号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第77号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第5 議案第78号 湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 議案第78号です。質疑通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目。ふじのくにフロンティア推進区域はどこでしょうか。

○議長（二橋益良） 企画部長。登壇してお願いします。

〔企画部長 佐原秀直登壇〕

○企画部長（佐原秀直） お答えいたします。

ふじのくにのフロンティアを拓く取り組みは、防災・減災対策と地域成長の両立を図ることを目的に、静岡県が実施している取り組みでございます。

平成29年度までは、内陸のフロンティアを拓く取り組みという名称でございましたが、5年間の計画期間を終え、新たに名称を変更いたしまして、第2期基本計画が策定され、計画期間が5年間延長されたものでございます。

湖西市における推進区域でございますが、2カ所ございまして、1つ目は新居地区、安全で安心な暮らし空間創生推進区域、いわゆる上田町地区の急傾斜地崩壊対策事業と住吉地区の命山整備の区域でございます。もう一つでございますけれども、浜名湖西岸地区産業集積推進区域の約50ヘクタールの区域でございます。

今回の条例改正に影響する推進区域は、後者のほうの浜名湖西岸地区産業集積推進区域となるものでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん、いかがですか。

○17番（神谷里枝） 湖西市内には2カ所あって、今回は浜名湖西岸の50ヘクタールという御答弁をいただきました。

浜名湖西岸はもともと百数十ヘクタールという計画があったと思うんですけども、今回の50ヘクター

ルだけで、ほかの所はこの対象にはなっていないんですか。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（佐原秀直） お答えいたします。

今議員おっしゃるように、その昔といいますか、当初はもっと広い面積での計画を私もあったことを承知しておりますけれども、この県の当時まだ内陸フロンティアと言っていた平成28年度ですけれども、そのときにエントリーさせていただいたんですけれども、そのときは既に50ヘクタールということでの区域であったものですから、今現在の50ヘクタールの区域ということでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

そうしますと、湖西市内において県が34年まで計画を延長したよということにおいては、新たに指定区域にしていくということはどう考えられないということ、指定区域でよかったでしたか、それでいいんでしょうか。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（佐原秀直） お答えいたします。

推進区域でございますけれども、推進区域の指定ということだと思いますけれども、現在のところは、まずはこの浜名湖西岸地域の産業推進区域ということで、いわゆる50ヘクタールの区域にまずは集中して実施していくべきだということで考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。ありがとうございます。1点目の質問は終わります。

では2点目の質問に移らせていただきます。

製造事業、そこに市長が指定したものに限りありますが、これ以前からあったと思うんですけども、いま一度確認させていただきたいと思います。どのような事業か、お伺いいたします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） お答えいたします。

企業立地促進条例第3条の関係で、別表第3に規定する「市長が指定したもの」につきましては、市の企業立地促進条例取扱要領のほうで定めておりま

して、協調して運用する制度でございます県の地域産業立地事業費補助金交付要綱において規定されている施設としておるところでございます。

その内容につきましては、成長分野の産業ということで、静岡県産業集積クラスターということで、ファルマバレー、県東部のほうですね、ファルマバレー、また中部のフーズ・サイエンスヒルズ、また西部のフォトンバレーのプロジェクトに参画して、各プロジェクトに関連する製品を製造する工場、また医療・福祉機器の分野、ロボット、航空宇宙、光・電子、また環境技術、環境技術のほうは新エネルギーと次世代輸送機、次世代自動車の機器ですね、等に関連する製品を製造する工場となっております。またもう一つ、自然素材を活用した医薬部外品等、健康関連の製品を製造する工場ということで、こちらのほうが製造分野として特に市長が指定するものに限るという中で対応する施設ということとなっております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。ただいま事例を挙げて説明をいただきましたけれども、今湖西市全体の中での業種をちょっと考えますと、これからまだまだ湖西に企業誘致などしたら、こういったやはり関連した製造事業を取り組んでいただければ、またいろんな補助、助成があるということで、やはりこれもよく周知を行っていけば、市のメリットが出てくるという、そういうことですね。

今時点、余り湖西市の中では市長が指定した製造事業というのはそんなに多くはないと捉えていらっしゃいますか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 現在のところ、対応している、支援している企業は今のところございません。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。やはりこういったこともしっかりPRをして、先が明るい企業に来ていただけると、またいいのかなと思いました。ありがとうございます。

では3点目に移ります。

推進区域内における補助割合を100分の10の上乗せを規定するというのですが、県との割合をお伺いします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 今回、成長産業が出てくる場合には、100分の10の率を上乗せするというところでございますが、県の対応する補助率は変わらず、2分の1を県のほうが補助してくれるという制度でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、結局は市も2分1持ち出しがふえますよという、そういうことになりますね。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） おっしゃるとおり、100分の10ふえる分の半分は市の持ち出しということになります。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。ありがとうございます。

これはとりあえず34年までの計画ということですが、それ以降はこの100分の10上乗せということに対してはどう捉えたらよろしいのでしょうか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 大もととなるふじのくにフロンティアの取り組みが、続いて新たな事業がふえるということになればですが、現在のところは34年までの事業に対応するというようになっております。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（二橋益良） 17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第78号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第78号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第6 議案第79号 静岡県市町総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第79号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第79号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。正午になりますが、この会議が終結するまで延長させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） では延長させていただきます。

○議長（二橋益良） 日程第7 議案第80号 市道の路線の認定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第80号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第8 議案第81号 平成30年度湖西市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第81号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第81号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第9 議案第82号 平成30年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第82号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第82号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第10 議案第83号 平成30年度湖西市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第83号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第83号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 以上で本日の日程は終了いたしました。

それでは、これにて会議を閉じ、平成30年6月湖西市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後0時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 二 橋 益 良

署名議員 馬 場 衛

署名議員 牧 野 考 二